

【第1回留萌川水系既存ダムの洪水調節機能強化に係る協議の場】議事録（テープ起こし）

（司会）

定刻になりましたので、これより「留萌川水系既存ダムの洪水調節機能強化に係る協議の場」を開催いたします。

私は本日の司会を勤めさせていただきます留萌開発建設部治水課の松澤と申します。よろしく願いいたします。

本日の協議の内容は、議事概要としてまとめ、後日、会議資料と併せ、留萌開発建設部のホームページへの掲載を予定しております。つきましては、事務局にて録音させていただきますので、ご了承ください。

次に、携帯電話に関するお願いです。携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードにして頂きますよう、ご協力をお願いします。

続きまして、報道関係の皆様をお願いします。カメラ撮りは、会議冒頭の、議事次第2（1）の終了後、（2）の事務局説明の前までとさせていただきますので、ご協力よろしく願いいたします。その際にあらためてご案内いたします。
なお、事務局につきましては、以降も会議の記録のため撮影を行うことがありますので、会議出席の皆様におかれましては何卒ご理解願います。

それでは、本日の協議の場 構成員についてご紹介させていただきます。

留萌ダム ダム管理者かつ留萌川 河川管理者であります、留萌開発建設部です。
各自一言挨拶をお願いいたします。

（林次長）

留萌開発建設部河川道路担当次長の林と申します。
よろしく願いいたします。

（井上課長）

留萌開発建設部公物管理課長の井上でございます。
よろしく願いいたします。

（齊藤課長）

同じく治水課長やっています齊藤と申します。
よろしく願いいたします。

（高貝副所長）

留萌開発事務所 副所長しております高貝と申します。
所長の鶴東が所用で不在でございますので代理で参加しております。
よろしく願いいたします。

（平塚補佐）

留萌開発建設部治水課 平塚と申します。
よろしく願いいたします。

(司会)

ありがとうございます。
続きまして、利水者であります、留萌市の皆様です。
一言ご挨拶をお願いいたします。

(斉藤部長)

留萌市都市環境部長の斉藤です。よろしくお願いいたします。

(大和課長)

留萌市都市環境部上下水道課長やっております大和と申します。よろしくお願いいたします。

(近藤係長)

同じく上下水道課管理係長やっております近藤と申します。よろしくお願いいたします。

(稲垣係長)

同じく上下水道課上水道係長の稲垣と申します。よろしくお願いいたします。

(司会)

ありがとうございます。
ご紹介しました構成員の他、本日オブザーバーとして、旭川地方気象台からの参加があることをご報告いたします。

(司会)

ここで、配布資料の確認をいたします。
まず議事次第、そして参加者の一覧、資料1としまして規約が記載されているもの、資料2としまして既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針と書かれているもの、最後に資料3としまして今後のスケジュールが記載されているもの
すべておそろいでしょうか。

それでは、議事次第に沿って進めさせていただきます。
議題(1)について、留萌開発建設部治水課の斉藤より説明します。

(斉藤課長)

治水課の斉藤でございます。資料1について座って説明させていただきます。
留萌川水系既存ダムの洪水調節機能強化に係る協議の場規約という名称になってございます。

目的につきましては、この協議の場は、既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針(令和元年12月12日 既存ダムの洪水調節に向けた検討会議)に基づきまして、留萌川水系において、河川管理者、ダム管理者及び関係利水者との間において、既存ダムの洪水調節機能強化の強化を図るために必要な協議を行うことを目的としております。

協議の場の構成です。別表に書かれている留萌川水系における河川管理者、ダム管理者及び関係利水者で構成するということで、留萌開発建設部と留萌市が構成メンバーとなっ

ております。この協議の場には議長を置きまして、当部河川・道路担当次長をもってこれに充てることとします。議長は、協議の場の事務を掌理する。協議の場には、必要に応じまして分科会又は専門部会を設けることが出来ます。協議事項につきましては、(1)(2)(3)と書かれていますとおり、治水協定の締結に係る事項、そして工程表の作成に係る事項、その他としております。

会議につきましては、原則として公開とします。

事務局でございます。協議の場に事務局を置きますが、事務局は、留萌開発建設部に置きます。事務局の運営に関し、必要な事項は議長が別に定める。

協議の場資料等の公表、第7条でございます。協議の場に提出された資料等については速やかに公表するものとして、ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、各会議構成員の了解を得て公表しないものとする。

協議の場の議事については、事務局が議事録を作成する。

規約の改正につきましては、議長が、本規約を改正する必要があると認めた場合には、構成員の同意を得てこれを行うことができる。

雑則でございます。この規約に定めるもののほか、協議の場の運営に関し必要な事項は、議長が協議の場に諮って定める。

第10条です。本規約は、令和2年1月31日から施行する。
以上でございます。

(司会)

それでは規約にありますように、議長は留萌開発建設部河川道路担当次長、事務局は留萌開発建設部ということで進めさせていただきます。

報道関係の皆様は改めてお願いいたします。

誠に申し訳ございませんが、カメラ撮りはこの後の議長挨拶までとさせていただきますので、ご協力お願いいたします。

それではこの後の進行を議長にお願いいたします。

(林次長)

議長となりました林です。よろしく申し上げます。

既存ダムの洪水調節機能強化に向けた取り組みは、近年の地球温暖化等に伴い激甚化した水害を踏まえ、官邸が主導となって、政府全体として治水強化に取り組むもので、国民の関心も高い政策であります。具体的には、すでに設置・運用されているダムの洪水調節機能強化として、事前放流により有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう取り組むもので、昨年12月に基本方針が定められています。この基本方針に基づきまして、すべての既存ダムについて、令和2年の出水期より新たな運用を開始することとされており、今回は留萌川水系既存ダムに関する協議の場となっておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(林次長)

それでは、議事次第の（２）既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針について事務局より説明願います。

（齊藤課長）

お配りしました資料２でございます。

昨年台風19号等による甚大な洪水被害を受けまして、官邸主導で会議が12月に行われました。その時に招集しました資料でございます。その会議の中で決められた基本方針が2ページ目以降、3ページ、4ページまで続いております。

ダムによる洪水調節は、治水に対して有効な対策として位置付けられています。現在稼働していますダムは全国で1460箇所ありまして、約180億m³の有効貯水容量を有するものですが、洪水調節のためのダムの容量はその約3割にとどまっております。

先般の台風第19号等を踏まえ、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、関係省庁の密接な連携の下、速やかに必要な措置を講じることとして、この基本方針が定められております。

この方針に基づきまして、まず国管理の一級水系から検討を進めまして、令和2年の出水期から新たな運用を開始することを目的として進めていくということが書かれております。都道府県管理の二級水系につきましても、緊要性等に応じて順次検討していくこととされております。

この協議の場で決めることにつきましては、（１）（２）（３）（４）（５）と書かれております治水協定の締結、そして河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備、そして事前放流等に関するガイドラインの整備と操作規程等への反映、そして工程表の作成、最後に予測精度向上等に向けた技術・システム開発、というのが項目立てになっております。簡単に各項目についてご説明いたしますと、

まず、治水協定の締結につきましては、水系ごとに協議の場を設けまして、水系毎に締結することで進めていきます。この協定の主な内容につきましては、水害が予想される際に洪水調節容量と洪水調節に利用可能な利水容量を検討すると。そして、事前放流の実施方針としまして、実施判断の条件ですとか、放流量の考え方というのを検討していきます。

緊急時の連絡体制としまして、河川管理者、ダム管理者、利水者と関係地方公共団体との間で、洪水中でも即時・直接連絡を取れる体制の構築というのがあります。

そして、その共有のあり方としまして、共有する情報、その共有方法について検討していく。

河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備につきましては、主にHPにあります「川の防災情報」への接続というのを想定しております。ちなみに、留萌ダムにおいては、すでに「川の防災情報」への接続がされております。

ガイドラインの整備と操作規程等への反映ですが、ガイドラインについては、多目的ダムのものについては既にご覧いただけます。利水ダムのガイドラインについては策定中と聞いております。内容につきましては下の方に書かれております。

工程表の作成です。既存ダムの利水容量の洪水調節への最大限の活用を可能とするため、ソフト対策及びハード対策を有効に組み合わせた工程表を水系毎に作成することとなっております。そして本工程表に基づき、必要な措置を講じていきます。

最後に、予測精度向上等に向けた技術・システム開発でございます。 気象予測と配信される降雨予測等を利用した水系全体における長時間先のダム流入量及び下流河川の水位状況等の予測の精度向上等に向けて、技術・システム開発を行っていくというものです。

続いて6ページ目です。今年の台風第19号で防災操作を行ったダムが146ダムありまして、下流の浸水被害の軽減を図ったということでございます。その一方で、そのうち6ダムについて、洪水調節容量を使い切る見込みとなりまして、緊急放流といった報道があったと思いますが、異常洪水時防災操作ということで、最終的にはダムの洪水調節容量を使い切るタイミングぐらいに併せて、ダムへの流入量と同じ量を出すということへのすり付け的な操作を行ったと聞いております。

ダムの活用につきまして、ダムによる洪水調節につきましては、ダム下流の全川にわたります水位を低下させ、堤防決壊リスクを低減するのに加えまして、内水被害や支川のバックウォーターの影響も軽減できます。ダムによる洪水調節機能の強化は非常に有効な治水対策の一つと考えております。そして、それぞれソフト対策の場合とハード対策のイメージ図が書いてあります。

全国のダムによる洪水調節機能の早期の強化に向け、水系毎に、ハード対策とソフト対策を一体で、効率的・効果的に取組むことが必要とされております。

8ページ目です。国交省所管ダムの容量が参考に書かれております。

次に利水ダム容量が記載されております。

ソフト対策ということで、ダムの運用方法の改善ということで、利水者の協力のもとに洪水が予測された際に、ダム利水容量を事前に放流しまして、洪水調節に活用するということでございます。これを関係省庁による検討・実施体制を構築しまして、さらなる推進を図っていくということでございます。

ハード対策としましては、建設中のダムの着実な整備の推進を図りまして、早く効果を発揮させる。そしてダムの再生ということで、最近盛んに行われていますダムのかさ上げ等のダム再生によりまして、新たに洪水調節容量を確保しまして、機能を増強する。ダムによる機能増強が難しい河川におきましては、調整池ですとか河川堤防の強化を推進していくということで備えていくということでございます。

ダムの予備放流と事前放流という名前がありまして、非常にわかりづらいのですが、予備放流は、ダムの容量で、洪水調節と利水容量とが完全に分離しているダムと、両方の容量の目的を位置づけしているダムというのがありまして、洪水調節にも使える、利水にも使えるという両方の容量が確保されているダムにつきましては、予備放流ということで、その容量を洪水の前に放流しまして調節機能を大きくするということがあります。留萌ダムにつきましては、この兼ねる容量というのはございません。右側の方がこれからやっついこうとしている、利水者の協力のもとにやっつい事前放流でございまして、洪水調節容量の他に利水容量の一部を治水目的に一時使わせてもらうということでございます。

資料については、以上でございます。

(林次長)

ただいま説明がありました基本方針についてご意見等ございますか

－ 質疑応答 － 特になし。

(林次長)

次に、(3) スケジュールについて事務局より説明願います。

(齊藤課長)

資料3 スケジュールでございますが、協議の場、先ほど基本方針にありましたが、ここで示しているものにつきましては、例えば第3回協議の場 工程表の作成というものが、基本方針では6月までにとなっておりますが、早め早めのスケジュール感で進めていかないと、政府の方針に間に合わなくなるということを考えまして、今ここにお示しした日程で進めていきたいと思っております。

まず第1回の協議の場が本日でございます。これで皆様に周知しまして、この後治水協定を検討しまして、留萌市さんと調整を図っていきまして、協定に向かっていくということでございます。で、第2回が3月を目標にして、そこで治水協定を締結したいと考えております。で基本協定の締結後に実施の要領を作成しました上で、出水前に事前放流の実施演習を留萌市と連携してやっていきたいなというふうに考えております。5月に工程表を公表していくというような形でこのスケジュールで進めていきたいと考えております。

以上でございます。

(林次長)

ありがとうございます。

ただいま説明がありましたスケジュールについて何か質問ございませんでしょうか

— 質疑応答 — 特になし。

(林次長)

その他ご意見ございますか

(留萌市齊藤部長)

最近異常気象が非常に多いということで、これまで経験したとこのないような災害といえますか、雨が降る可能性がありますので、市としても全面的に事前放流に協力して参りたいと考えています。よろしく願いいたします。

(林次長)

ありがとうございます。

ダム管理者としましても、留萌市と連携し、しっかり取組んで参ります。

(林次長)

全体を通して、何かご意見等ございますでしょうか

(林次長)

特にないようですので、今後は先ほど確認されたスケジュールに沿って検討・協議を進め、令和2年の出水期から新たな運用が開始できるよう、みなさまよろしくお願ひします。それでは進行を司会にお返しします。よろしくお願ひします。

(司会)

林次長 ありがとうございます。

本日予定しましたすべての議題が終わりました。

以上をもちまして、第1回留萌川水系既存ダムの洪水調節機能強化に係る協議の場を閉会いたします。ありがとうございます。